松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金交付要綱(平成27年松江市告示第281号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

るものを掲げていないものは、これを加える。				
改正後	改正前			
(対象設備)	(対象設備)			
第3条 略	第3条 略			
(1)~(3) 略	$(1)$ $\sim$ $(3)$ 略			
(4) 太陽熱利用設備	(4) 太陽熱利用設備 <u>(ソーラーシステム</u>			
	<u>に限る。)</u>			
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略			
(補助対象者)	(補助対象者 <u>等</u> )			
第 4 条 本補助金の交付対象となる者(以下	第 4 条 本補助金の交付対象となる者(以下			
「補助対象者」という。)は、市税の滞納	「補助対象者 <u>等</u> 」という。)は、市税の滞納			
がなく、市内に本支店、営業所等を有する	がなく、市内に本支店、営業所等を有する			

- 「補助対象者」」という。)は、市税の滞納がなく、市内に本支店、営業所等を有する事業者と」対象設備の設置工事契約又は新たに対象設備(前条第1号及び第6号に掲げるものに限る。)が設置された建物(以下「対象設備付き住宅」という。)の売買契約を締結した者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 市内に住所を有し、自らが所有し自己 の居住の用に供する建物(単身赴任等の 事由により一時的に市外に居住する場
- 者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

事業者から対象設備の設置工事を受ける

(1) 市内に住所を有し、自らが所有し自己 の居住の用に供する建物(単身赴任等の 事由により一時的に市外に居住する場 合において、所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗、事務所等を併用する家屋を含む。)において利用するために対象設備を新たに設置する者

## 又は対象設備付き住宅を購入する者

(2) • (3) 略

(手続代行者)

第5条 略

- 2 略
- 3 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ、補助対象者\_\_に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 4 略

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者\_\_は、規則第4条の規定による交付申請を、対象設備設置の契約締結後(対象設備付き住宅を購入する場合は、売買契約締結後)に行わなければならない。

- 2 略
  - (1) 略
  - (2) 対象設備の設置**又は対象設備付き住 宅の購入**に係る契約書等の写し及び費 用の内訳が分かる書類
  - (3)  $\sim$  (9) 略

合において、所有者と生計を一にする家 族が居住する家屋及び店舗、事務所等を 併用する家屋を含む。)において利用す るために対象設備を新たに設置する者

(2) • (3) 略

(手続代行者)

第5条 略

- 2 略
- 3 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ、補助対象者等に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 4 略

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者等は、規則第4条の規定による交付申請を、対象設備設置の契約締結後

に行わなければならない。

- 2 略
  - (1) 略
  - (2) 対象設備の設置\_

\_\_\_\_\_に係る契約書等の写し及び費 用の内訳が分かる書類

- (3)  $\sim$  (9) 略
- (10) 対象設備のうち家庭用燃料電池システム (エネファーム) にあっては、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱 (平

(10) 略

(実績報告)

は、対象設備の設置を完了した日\_\_\_\_\_\_から起算して30日を経過する日又は本補助

第9条 規則第12条の規定による実績報告

ら起算して 30 日を経過する日又は本補助 金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3月31日までのいずれか早い日までに行わ なければならない。

- 2 略
  - (1) 略
  - (2) 対象設備の設置費<u>又は対象設備付き</u> 住宅の購入費に係る領収書の写し
  - (3)  $\sim$  (5) 略

成 21・03・06 財資第 9 号)第 2 条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付規程(以下「家庭用燃料電池システム導入支援事業交付規程」という。)」第 7 条又は第 8 条の規定による申込・交付申請の際に提出した書類一式の写し及び同規程第 9 条又は第 10 条の申込受理・交付決定通知書の写し

(11) 略

(実績報告)

- 第9条 規則第12条の規定による実績報告は、対象設備の設置を完了した日<u>(家庭用燃料電池システム(エネファーム)については対象設備の設置を完了した日又は対象設備付き住宅の引渡しが完了した日)</u>から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 略
  - (1) 略
  - (2) 対象設備の設置費\_\_

に係る領収書の写し

- (3)~(5) 略
- (6) 対象設備のうち家庭用燃料電池システム (エネファーム) にあっては、家庭 用燃料電池システム導入支援事業交付 規程第17条又は第18条の規定による補助事業完了報告の際に提出した書類一式の写し及び同規程第19条の確定通知

(6) 住民票(交付申請日後に住所を異動 した場合に限る。)

<u>(7)</u> 略

(終期)

<u>1日</u>とする。

別表(第3条、第6条関係)

対象設	対象設備の要件	補助金の算定
備		及び限度額
第第関 住太発ス31係 宅陽電テート の	2. 低圧配電線と逆潮流 有りで連系し、かつ、 太陽電池の最大出力 (設置する太陽光発 電システムを構成す	略
第 第 第 8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	略	ペレットスト ーブの設置に 要する経費の 5 分の 1 の額(1, 000 円未満の端 数切捨て) <u>の 2</u> <b>倍の額</b>

## 書の写し

<u>(7)</u> 住民票(交付申請日<u>から</u>住所を<u>移動</u> した場合に限る。)

<u>(8)</u> 略

(終期)

第13条 この要綱の終期は、<u>令和4年3月3</u>第13条 この要綱の終期は、<u>令和3年3月3</u> <u>1日</u>とする。

別表(第3条、第6条関係)

対象設	対象設備の要件	補助金の算定						
備		及び限度額						
第第関 住太発ス31係 宅陽電テ条号 用光シム	2. 低圧配電線と逆潮流 有りで連系し、かつ、 太陽電池の最大出力 (設置する太陽光発 電システムを構成す							
第 3 条 第 2 号		ペレットスト ーブの設置に						
関係		要する経費の5						
N K		分の1の額(1,						
ペレッ	略	000 円未満の端						
トスト		数切捨て)と、						
ーブ		その額に 3 分						
		の 1 を乗じて						
		得た額(1,000						

					円未満の端数
					切捨て。)を加
		。ただ			<u>えた額</u> 。ただ
		し、 <u>11万6,000</u>			し、 <u>7 万 7,000</u>
		<u>円</u> を限度とす			円 を限度と
		る。			する。
第3条		薪ストーブの	第3条		薪ストーブの
第3号		設置に要する	第3号		設置に要する
関係		経費の 10 分の	関係		経費の 10 分の
		1の額(1,000円			1の額(1,000円
薪スト		未満の端数切	薪スト		未満の端数切
ーブ		捨て) <u>の 2 倍の</u>	ーブ		捨て) <u>と、その</u>
	略	額		略	額に3分の1を
					乗じて得た額
					(1,000 円未満
					<u>端数は切捨て)</u>
		。た			<u>を加えた額</u> 。た
		だし、 <u>15 万円</u> を			だし、 <u>10 万円</u> を
		限度とする。			限度とする。
	1~3. 略			1~3. 略	
	4. 島根県再生可能エネ			4. <u>島根県太陽光発電等</u>	
関係	ルギー設備等導入支		関係	導入支援事業補助金	
	援事業補助金交付要	略		交付要綱	略
太陽熱				以外の制度によ	
利用設				る、県の助成を受け	
備	る者を除く。		備	る者を除く。	
	1~2. 略			1~2. 略	
第5号				3. 国が実施する「家庭	
関係			関係	用燃料電池システム導	
			<u> </u>	入支援事業補助金」の	
家庭用		m <i>E</i> +		申込受理及び交付決定	m.f
燃料電		略		<u>を受けているもの。</u>	略
池シス			池シス		
テム			テム		
(エネ			(エネ		
ファー ム)			ファーム)		
۵)	略		۵)	<b> </b>	
	<b>哈</b>		略		

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。